

福井県警察教養細則

平成13年8月31日
福井県警察本部訓令第26号

改正

平成18年7月31日本部訓令第44号 平成24年3月29日本部訓令第11号

福井県警察教養細則を次のように定める。

福井県警察教養細則

福井県警察教養細則（平成6年福井県警察本部訓令第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条―第2条）

第2章 学校教養（第3条―第6条）

第3章 職場教養（第7条―第15条）

第4章 教養管理（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、福井県警察教養規則（平成13年福井県公安委員会規則第13号）第4条の規定に基づき、福井県警察における教養の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（警察職員の心構え）

第2条 福井県警察職員（以下「警察職員」という。）は、警察教養を通じて、職務に係る倫理を保持し、及び適正に職務を遂行する能力を養うとともに、常に自己啓発に努めなければならない。

第2章 学校教養

（学校教養の課程）

第3条 福井県警察学校（以下「警察学校」という。）における教養は、基本課程、専門課程及び特別課程とする。

2 基本課程においては、次の各号に掲げる課程を行う。

- (1) 新たに巡査として採用された警察官にその職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための課程
- (2) 新たに採用された一般職員（巡査相当職にある者に限る。）にその職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための課程
- (3) 各部門に新たに任用される巡査部長又は巡査に対し、当該部門の係員として必要である基礎的な知識及び技能を修得させるための課程

3 専門課程においては、警部補以下の階級にある警察官及び警部補相当職以下の職にある一般職員に対し特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるための課程を行う。

4 特別課程においては、次に掲げる課程を行う。

- (1) 巡査部長若しくは警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官のうち、中部管区警察学校における同課程を履修する者を除いた者に対し、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程
- (2) 警察学校以外の教育訓練施設において行う特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるための課程

5 第2項から第4項までに掲げる各課程の修業期間は、警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定める。

（教授細目）

第4条 警察学校長（以下「校長」という。）は、各課程入校5日前までに、それぞれの教授細目を定めて本部長に報告しなければならない。

（考査等）

第5条 校長は、学生の在学中における教養効果を測定するため、修業課程の修了前に各教授細目につき考査を行い、その結果を本部長に報告するとともに、所属長に通報しなければならない。ただし、第3条第2項第1号の課程以外の学生については、考査を省略することができる。

（校長への委任）

第6条 この章に定めるもののほか、警察学校における教養の実施のため必要な事項は、校長が定める。

第3章 職場教養

（職場教養の内容）

第7条 職場教養は、個人指導、資料配付、小集団活動、実務研修、体育、術科訓練等とする。

（職場教養計画等の策定）

第8条 本部長は、年間の教養重点及び実務教養並びに体育及び術科訓練の重点を明らかにした職場教養実施計画（以下「実施計画」という。）を定めるものとする。

2 所属長は、前項の実施計画に基づき、所属における職場教養の具体的な計画を定めるものとする。

3 所属長は、職場教養の実施結果については、その状況を明らかにしておくとともに、特異なものについては翌月5日までに本部長に報告しなければならない。

（教養担当者）

第9条 各所属に教養担当者を置く。

2 警察本部（以下「本部」という。）の各所属においては次席又は副隊長、警察学校においては副校長、警察署においては副署長を教養担当者に充てる。

3 所属長は、前条第2項の実施計画に基づき、教養担当者を指揮して、所属における職場教養を推進するものとする。

（個人指導）

第10条 所属長、教養担当者及び部下を管理し、又は監督する立場にある者（以下「所属長等」という。）は、日常勤務を通じ部下の個人指導を行い、その指導育成に努めなければならない。

2 警察職員は、所属長等の助言を真摯に受け止め、自己の職務を遂行するための能力向上に努めなければならない。

3 個人指導を実施するために必要な事項は、本部長が別に定める。

(資料配布)

第11条 所属長等は、必要に応じて、職場教養のための資料を作成し、職員に配布するものとする。

(小集団活動)

第12条 所属長等は、少人数の集団による業務の改善等に関する研修その他の活動を行うよう努めなければならない。

(実務研修)

第13条 実務研修は、捜査実務能力、行政実務能力その他の専門的な能力を向上させるため、必要に応じ、警察職員を他の職場に派遣し、派遣先の職場における職務遂行を通じて行わせるものとする。

(体育及び術科訓練)

第14条 所属長は、所属職員の気力及び体力の錬成並びに職務遂行に必要な術科技能の向上を図るため、体育を振興するとともに、現場における職務行使に当たる所属職員に対する実践的な術科訓練を推進しなければならない。

(その他の職場教養)

第15条 所属長は、第10条から前条までに規定するもののほか、必要に応じ、職場教養を行うよう努めなければならない。

第4章 教養管理

(教養カード)

第16条 教養課長は、警察職員の教養実態を正確に把握し、教養を計画的かつ重点的に行うため、警察職員個々の教養歴、術科技能、資格の取得状況等を記載した教養カード(別記様式第1号、第2号)を作成するものとする。

2 教養カードは、教養課長が管理し、教養実施の基礎資料として活用するとともに、所定事項に異動が生じたときは、その都度記載し整理しなければならない。

附 則

この訓令は、平成13年9月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月31日警察本部訓令第44号)

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成24年3月30日から施行する。

(別記様式省略)